1. 水産業をめぐる技術者倫理 渡辺 悦生 (海洋大)

倫理の基本:嘘をつかない、人を殺さない、盗まない、これが倫理の基本である。しかしながら、極端な例ではあるが、戦争での人殺しは許されるのか。例外的に許されるとすると、戦争とは何だという新しい問題が提起される。許されるとする考えと許されないとする考えには大きなギャップがあり、このギャップを埋めるものが、応用倫理、すなわち生命倫理であり、職業倫理であり、技術者・科学者倫理である。

ここでは、鞆の浦の埋め立て架橋事業や海がめが海砂採取の指し止めを求めた裁判などから、住民が豊かな自然を享有する権利や生物の生存権を考える。さらには、DNA修復を例に新たな価値観、倫理観の必要性を考えてみたい。

水産業の特徴:水産業は基本的には水圏にお ける再生可能な資源を保全しつつ、余剰資源を 採捕し、利用する資源循環型産業であり、1) 水産物の安定的供給、2) 水圏生物資源の保全 と増養殖、3) 資源管理〔環境保全〕と漁業生 産、4)漁村と文化、を特徴とする。1)では、 揚げ油 (トランス酸)、商品名エコナ (グリシド ール)などは予測される危害(予測する能力) として、一方、マグロのHgやダイオキシンな ども摂りすぎれば健康を害するものであるが、 一生涯食べても安全といわれる耐容一日摂取量 の表示がなされており、科学的検証結果の尊重、 遵守の例として取り上げる。2)、3)では、生 物多様性、TAC制度などを例に、魚介類を人 間に役立つ単なる資源として捉えるのではなく、 そこに生き続ける生物の存在が人間も含めたす べての生き物の環境の保全に関与していること (自然の生存権) を理解すべきであることを力 説する。さらには水産エコラベル制度について も述べる。4)では、漁業活動を通してろ過食 性動物の藻場、干潟等の機能を維持することに より水質の浄化(環境保全)、生物多様性の維持、

海岸線の保全等が図られており、さらには健全なレクリエーションの場を提供し、豊かで安心できる国民生活の実現に貢献している。

水産から発信できるもの:今、世界には10 億ともいわれる飢餓で苦しんでいる人達がいる。 一方で、日本で、食べ残しなどで処分されるロ スは全体の10%を超えるといわれている。利 用しにくい魚介類を原料にした液化たんぱく質 や粉末たんぱく質の形での食料支援はできない ものだろうか(公平な配分)。さらに、世界中が 魚食に注目している。魚食中心の文化を持つ日 本から魚の取扱いや鮮度という考え方(技術) を世界に発信することは、予想される食中毒な どを未然に防ぐためにも、急務である(技術者 として知りえたことを一般市民に知らせる義 務)。日本は1997年生物多様性国家戦略が閣 議決定された。それによれば、生物多様性を社 会に浸透させる、地域における人と自然の関係 を再構築する、森・川・海・のつながりを確保 する、地球レベルで行動することをうたってい る。人間の尊厳を保ちつつ、しかも他の存在と の共生を図る世界観、倫理観の構築が期待され るが、これこそ水産の現場から発信できるので はないだろうか。今、漁業生産の担い手は高齢 化し、減少している。若者が集まってくる魅力 ある町おこし、すなわち、幼稚魚成育場、釣り 場、風力・太陽エネルギー等のいわゆる自然エネ ルギー基地、水産物の加工・販売等の機能を合わ せ持つ環境保全型多目的漁港(漁村)の建設が 急務であろう。また、水産物に含まれる有用物 質は多岐にわたっている。EPA、DHA などは 早くよりその効能も明らかにされているが、多 くの有用物質を産業レベルにまで育てるには水 産業の域を超えている。前述した問題も含めて、 水産の域を出た広領域での共同作業が必要であ る。